

# 北 広 島 市 建設工事等競争入札(郵便入札)心得 北広島市上下水道

## (総 則)

第 1 条 北広島市及び北広島市上下水道事業が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等に関する業務の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

## (入札書到達期限の厳守)

第 2 条 入札参加者は、定められた到達期限までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によりあらかじめ指定する日時までに到着するように送付しなければならない。入札書到達期限までに提出がないものは、入札の意思がないものとし参加を認めません。

## (入札保証金等)

第 3 条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税等相当分を含んだ額)の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

## (入 札)

第 4 条 入札参加者は、入札書を作成し、二重封筒に封書の上、表封筒の表面に「入札書(又は見積書) 在中」と朱記し、中封筒に入札等の件名を記載し入札書等を同封の上、提出しなければなりません。

## (公正な入札の確保)

第 5 条 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

## (代 理)

第 6 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加することはできません。入札書の記名押印は必ず代表者名(契約締結権限を支店、営業所等に受任している場合は受任者名)としてください。

## (入札書の書換え等の禁止)

第 7 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

## (無効入札)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札を行う資格のない者が行った入札
- (2) 納付すべき入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。)を納付しない者の入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
- (4) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (5) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (6) 一の入札者が同一事項に対して2通以上の入札をしたもの
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- (8) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したものの
- (9) 入札書の内容が確認できない入札
- (10) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (11) 同一事項に対して、次に掲げる資本関係又は人的関係がある者が行ったすべての入札
  - ア 親会社と子会社の関係にある場合(子会社又は子会社の一方が更生会社等である場合を除く。)
  - イ 親会社を同じくする子会社同士の場合
  - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(取締役及び監査役が他社の監査役を兼任している場合を除く。)
  - エ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法又は民事再生法に基づく管財人を現に兼ねている場合
  - オ アからエまでと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 26 年条例第 4 号)第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者が行った入札
- (13) その他入札条件に違反した入札

## (開 札)

第 9 条 開札は、公示又は通知した場所において、当該入札事務に関係のない職員 2 名立会いのもと開札を行います。

2 結果については、落札者へのみ電話連絡いたします。なお、落札者以外の入札参加者の対しては、北広島市ホームページで公表いたしません。

## (再度入札)

第 10 条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、予定価格の事前公表を行う入札については、再度入札を行いません。

2 ファクシミリ又は電子メールにより 1 回目入札時の最低入札額、再入札の日時をお知らせします。初回入札同様の方法により提出してください。

3 再度入札の回数は 1 回とし、落札に至らない場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第 11 条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員によるくじ引きを行い落札者を決定します。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第 12 条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、契約担当者の指示に従い調査に協力しなければなりません。

3 第 1 項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(落札者の取消し)

第 13 条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき。

(2) 指定した期限内に契約を締結しないとき。

(3) 入札に際して不穏不正があったと認められるとき。

(4) 法令又は規則に違反する事項が生じたとき。

(入札保証金等の返還)

第 14 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第 15 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、入札執行後交付を受けた契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(契約保証金等)

第 16 条 契約を締結しようとする者は、決定後(議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後)契約書の案を提出するときまでに、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

(1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出してください。

(2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券(利付国債に限ります。)であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。

(3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社、銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。

(4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。

(5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約(履行ボンド)の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

(6) 契約金額が印紙税法の適用となる場合、契約金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)に対応した印紙を貼付してください。

(入札保証金等の充当)

第 17 条 落札者は当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札取り止め等)

第 18 条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であっても、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であっても、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な扱いを行うことはありません。

(入札金額)

第 20 条 落札決定に当たっては、原則として入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。